

社会資本総合整備計画 社会資本整備総合交付金

令和06年12月27日

計画の名称	都市における崖線樹林地の保全事業											
計画の期間	令和06年度～令和07年度（2年間）											重点配分対象の該当
交付対象	板橋区											
計画の目標	<p>事業対象地である「大門東の森」は、東京都の「緑確保の総合的な方針」において、確保水準1に指定されており、緑地の買収、又は、法や条例に基づく強い規制により保全することになっている。</p> <p>また、「板橋区緑の保全方針」では、特別保全樹林に位置付けられており、公有地化の必要性が高い樹林地である。そのため、土地所有者から区へ土地の買入れの申し出があったとき、区は財政状況を踏まえ買取に努めることとしている。</p> <p>今後、都市緑地法に基づき、特別緑地保全地区に指定するとともに、特別緑地保全地区となった当該地を取得することにより、永続的な緑の保全と活用を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与する。</p>											
全体事業費（百万円）	合計（A + B + C + D）	576	A	576	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合 C / (A + B + C + D)	0 %

番号	計画の成果目標（定量的指標）				定量的指標の現況値及び目標値		
	定量的指標の定義及び算定式				当初現況値	中間目標値	最終目標値
	R6当初	R6末	R7末				
1	板橋区における特別緑地保全地区の指定面積の増加 板橋区における特別緑地保全地区の指定面積の増加 (東京都の特別緑地保全地区一覧の面積)	5100m ²	6700m ²	6700m ²			

備考等	個別施設設計画を含む	-	国土強靭化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-

A 基幹事業